

第 8 教 育 訓 練

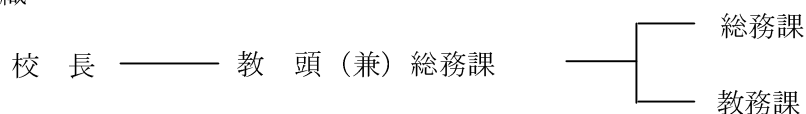
第 8 教育訓練

1 広島県消防学校の沿革

- 昭和 18 年 4 月 広島市加古町に消防訓練所（警察部内）を設置
- 昭和 23 年 4 月 広島県警察部から独立し、広島市霞町に消防学校を設置
- 昭和 34 年 10 月 広島市西区観音新町四丁目に校舎を建設し移転
- 昭和 57 年 4 月 広島市安佐北区倉掛 2 丁目 33 番 2 号に校舎を建設し移転

2 組織及び職員数（平成 25 年 4 月 1 日現在）

(1) 組織



(2) 職員数

(単位：人)

区 分	校長	教頭	課長	主任教諭	教諭	専門員	舎監	計
総務課	1	1	—	1	—	1	—	4
教務課	—	—	1 (1)	3 (1)	6 (6)	—	2	12 (8)
計	1	1	1 (1)	4 (1)	6 (6)	1	2	16 (8)

※ () は県内消防本部からの派遣職員数で内数である。

3 施設の概要

- (1) 土 地 36,880.20 m² (平地部 29,277.20 m², 法面 7,603.00 m²)
- (2) 建物等 6,739.85 m²
 - 本 館 (2 階建) 延 2,222.50 m²
 - 学 生 寮 (3 階建 24 室 収容可能人数 142 人) 延 2,074.59 m²
 - 屋内訓練場 (平屋一部 2 階建) 延 1,043.51 m²
 - 屋外訓練場 (グラウンド) 延 12,600.00 m²
 - 訓練塔 (地上 8 階地下 1 階) 延 756.00 m²
 - 水難救助訓練施設 (プール) 12m×25m 深さ 1.1~5.0m (約 900m³)
 - 車庫, その他 643.25 m²

4 教育訓練の概要

(1) 教育訓練の基本方針

社会情勢の変化や技術の発展に的確に対応するために、住民から期待される水準を満たす消防に係る知識及び技能の効率かつ効果的な修得を図り、もって適切公正、安全かつ能率的に業務を遂行できるよう、消防職員及び消防団員の資質を高めることを教育基本方針とする。

(2) 教育訓練の内容

ア 教育訓練の種類

消防職員等に対する教育訓練の種類は、次表のとおりである。

教育訓練の種類	内 容
初 任 教 育	新たに採用した消防職員のすべてに対して行う基礎的教育訓練
基 礎 教 育	任用後経験期間の短い消防団員に対して行う基礎的教育訓練
専 科 教 育	現任の消防職員及び主として基礎教育を修了した消防団員に対して行う特定の分野に関する専門的教育訓練
幹 部 教 育	幹部及び幹部昇進予定者に対して行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練
特 別 教 育	上記に掲げる教育訓練以外で、特別の目的のために実施する教育訓練

イ 消防職員に対する教育訓練の内容

平成24年度中における消防職員に対する教育訓練の種別毎の科・課程及びその内容は、次表のとおりである。

区 分	内 容	
初 任 教 育	新たに採用された消防職員及びこれに準ずる職員に対し、消防の使命と責務を認識させるとともに、消防に関する基礎的な知識及び技術を修得させることを目的とする。	
専 科 教 育	救 急 科	新しく救急隊員の資格を取得させることを目的とする。
	救 助 科	救助技術に関する知識及び技術を修得させるとともに、旺盛な士気と強靱な体力を養成することを目的とする。
	予 防 査 察 科	査察行政に関する知識、技術及び建築物、消防用設備等に関する知識、技術を修得させるとともに、行政指導、違反処理等について考察を行うことを目的とする。
	特 殊 災 害 科	特殊災害に係る専門的知識、消防活動要領を修得させるとともに、災害現場において適切かつ効果的な消防戦術が指揮できる知識・技能を修得させることを目的とする。
教 育 幹 部	初 級 幹 部 科	初級幹部（主として消防司令補級）に必要な責務、事務管理、指導能力等に関する知識及び技術を修得させることを目的とする。
特 別 教 育	ビデオ硬性挿管用喉頭鏡講習	気道確保法としてビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管法を的確かつ安全に施行する能力身につけることを目的とする。
	救 急 救 命 士 教 育	救急救命士の教育の一環として、広島県MC協議会で策定した各「プロトコール」及び「外傷病院前救護ガイドライン（JPTTEC）」の内容等を総合的に理解させ、その知識・技術を修得させる。
	現 場 指 揮 者 養 成 教 育	現場指揮者として必要な知識及び技術を修得させることを目的とする。

ウ 消防団員に対する教育訓練の内容

平成24年度中における消防団員に対する教育訓練の種別毎の科及びその内容は、次表のとおりである。

区 分		内 容
幹部教育	初級幹部科	消防団の初級幹部として、部下の統率に必要な知識、技術を修得させる。
	中級幹部科	消防団の中級幹部として、部下の統率及び指揮監督に必要な知識、技術を修得させる。
	上級幹部科	消防団の上級幹部として、組織の管理及び消防団活動に必要な知識、指導力並びに統率力を修得させる。
特別教育	訓練指導員科 (市町訓練指導員)	消防団員に必要な訓練礼式及びポンプ操法の指導者としての必要な知識、技術を修得させる。
	訓練指導員科 (県訓練指導員)	消防団員の防災技術の向上を図るため、教育訓練の指導に要する知識及び技術を修得させる。
	一日入校	市町からの要請により、消防団員に、火災防ぎょ及び救助等に関する必要な知識及び技術を修得させる。

5 教育訓練の実施状況

平成24年度中における消防職員の教育訓練実績は第1表、消防団員の教育訓練実績は第2表のとおりである。

第1表

平成24年度消防本部別入校実績表

(単位:人)

教育名 本部名	初任教育		専科教育					幹部教育 初級幹部科 (19期)	特別教育					合計
			救急科		救助科	予防査察科	特殊災害科		ビテ才硬性挿管用喉頭鏡講習	救急救命士教育		現場指揮者養成教育		
	(89期)	(90期)	(28期)	(29期)	(36期)	(5期)	(4期)	(第1回)		(第2回)	(第3期)			
広島市消防局	34	23	13	22	11				26	10	13		152	
呉市消防局	8	4	5	5	3	4	2	2	7	2	2	2	46	
三原市消防本部	2	2	2	2	2	2	1		2	3	3	1	22	
尾道市消防局	3	2	6	6	4	4	1	1	4	2	2	2	37	
大竹市消防本部	3	0	1	0	2	2	1	1	3	1	1	1	16	
東広島市消防局	4	4	3	4	3	8	6	6	6	2	2	6	54	
廿日市市消防本部	2	1	3	2	2	4	2	1	10	2	2	2	33	
安芸高田市消防本部	2	1	2	1	1	2	1	1		1		2	14	
江田島市消防本部	2	2	2	2	2	1			1	1			13	
府中町消防本部	2	2	1	1	0	2					1	1	10	
北広島町消防本部	1	0	1	0	0	2				1	1	1	7	
備北地区消防組合消防本部	10	4	9	4	2	2	1	1	4	2	4		43	
福山地区消防組合消防局	17	9	10	10	8	7	5	3	6	3	3	3	84	
その他の機関														
(防府消防局)	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	
(島根県雲南消防本部)	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1	
(四国中央市消防本部)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	
(大洲地区広域消防事務組合消防本部)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	
(伊予消防等事務組合消防本部)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	
合計	90	54	59	59	40	40	20	16	70	30	34	24	536	

第1表

平成24年度消防本部別入校実績表

(単位:人)

教育名 本部名	初任教育		専科教育					幹部教育 初級幹部科 (19期)	特別教育					合計
			救急科		救助科	予防査察科	特殊災害科		ビテ才硬性挿管用喉頭鏡講習	救急救命士教育		現場指揮者養成教育		
	(89期)	(90期)	(28期)	(29期)	(36期)	(5期)	(4期)	(第1回)		(第2回)	(第3期)			
広島市消防局	34	23	13	22	11				26	10	13		152	
呉市消防局	8	4	5	5	3	4	2	2	7	2	2	2	46	
三原市消防本部	2	2	2	2	2	2	1		2	3	3	1	22	
尾道市消防局	3	2	6	6	4	4	1	1	4	2	2	2	37	
大竹市消防本部	3	0	1	0	2	2	1	1	3	1	1	1	16	
東広島市消防局	4	4	3	4	3	8	6	6	6	2	2	6	54	
廿日市市消防本部	2	1	3	2	2	4	2	1	10	2	2	2	33	
安芸高田市消防本部	2	1	2	1	1	2	1	1		1		2	14	
江田島市消防本部	2	2	2	2	2	1			1	1			13	
府中町消防本部	2	2	1	1	0	2					1	1	10	
北広島町消防本部	1	0	1	0	0	2				1	1	1	7	
備北地区消防組合消防本部	10	4	9	4	2	2	1	1	4	2	4		43	
福山地区消防組合消防局	17	9	10	10	8	7	5	3	6	3	3	3	84	
その他の機関														
(防府消防局)	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	
(島根県雲南消防本部)	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1	
(四国中央市消防本部)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	
(大洲地区広域消防事務組合消防本部)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	
(伊予消防等事務組合消防本部)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	
合計	90	54	59	59	40	40	20	16	70	30	34	24	536	